とは月齢が満４月以上満２４月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（５）「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満３月未満のものをいう。

（６）「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満１２月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満３月以上満１２月未満のものをいう。

（７）「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満１５０日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満１５０日未満のものをいう。

５　「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（　　）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

２．飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（１）牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

１．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。
２．衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）の設定	
	衛生管理区域を設定している。
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。
３．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。
	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。
	他の畜産施設に立ち入つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。
	過去１週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
	過去４月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。
４．野生動物等からの病原体の侵入防止	
	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。
	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。
	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。